

地方独立行政法人市立吹田市民病院 駐車場管理運営業務に係る
プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）における駐車場管理運営業務の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

駐車場管理運営業務

(2) 業務の内容

地方独立行政法人市立吹田市民病院 駐車場管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 当院駐車場について

概要

立体駐車場	6 4 3 2 . 6 9 m ²
平面駐車場	駐車場 1 : 2 9 2 m ² 、駐車場 2 : 3 8 4 m ²

※平面駐車場面積は、駐車場平面図参照

(4) 出庫台数(2019年度、2022年度の出庫数を提示)

自動車	161,450 台 (2019年度) 109,115 台(2022年度)
自動二輪・原付	16,817 台 (2019年度) 9,649 台(2022年度)
自転車	115,388 台 (2019年度) 98,259 台(2022年度)

※新型コロナウイルス感染症の影響下にあったため、2022年度は、台数が減少しています。

(5) 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

地方独立行政法人市立吹田市民病院契約規程第3条第2項に基づく複数年契約とする。

令和6年度以降において、本事業に係る法人の予算の削除及び事業継続が不可能となった場合、法人はこの契約を変更し、または解除することができる。

3 参加資格

(1) 公告日において、吹田市の入札参加資格認定における有資格者名簿に登載されていること。

(2) 吹田市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から受託者選定日までの間において、指名停止処分を受けた場合は参加資格を失うものとする。

(3) 令和元年度以降に、駐車台数250台以上の病院において駐車場管制装置の設置を含む駐車場管理運営業務を3件以上受託し、それぞれに2年以上継続して業務契約履行実績があること。

(4) 令和元年度以降に、受託者の責めに帰すべき理由により、契約期間を満了せず中途解約され

た契約が無いこと。

- (5) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項及び、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条に該当しないこと。

4 交付資料及び交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要領（本資料）
- イ 別表「提案項目・内容、評価点」
- ウ 別紙「減免措置一覧」
- エ 仕様書
- オ 仕様書別紙「駐車場平面図」
- カ 仕様書別紙「管制設備機器図」
- キ 仕様書別紙「機器設置負担区分及び管理業務負担区分」
- ク 様式
 - (ア) 仕様書等交付依頼書（様式第1号）
 - (イ) 参加意思表明書（様式第2号）
 - (ウ) 会社概要、業務実績（様式第3号）
 - (エ) 質問書（様式第4号）
 - (オ) 提案書（表紙）（様式第5号）
 - (カ) 提案書（様式自由）

(2) 交付方法

4(1)アおよび4(1)ク(ア)から(オ)については、法人ホームページよりダウンロードすること。

4(1)イからキについては、4(1)ク(ア)仕様書等交付依頼書の事務局への提出と引き換えに交付する。なお、遠方等の理由により、持参による提出が困難な場合は別途相談に応じる。

- ア 仕様書等交付依頼書提出期限
令和5年9月6日（水）17時

5 参加意思表明書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加意思表明書（様式第2号）
- イ 会社概要、業務実績（様式第3号）
業務実績について、業務実績を証明する書類（契約書のコピー等）を添付すること。なお3件以上ある場合は、任意の3件の書類添付のみでよい。

(2) 提出期限

令和5年9月6日（水）17時

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る）

(5) プロポーザル参加の可否

受付後、参加の可否を判断し、法人が資格を満たさないと判断した場合のみ電話にて連絡をする。

(6) その他

参加意思表明書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

6 質問および回答

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

ただし、募集についての質問にのみ回答する。原則として、個別の回答はしない。

(1) 提出書類

質問書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和5年8月17日（木）17時

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。（ワードデータ及び、押印後、PDF化したデータの2種類を送付）

電子メール送付の際は、件名を「病院駐車場管理運営業務に係るプロポーザルに関する質問について」とすること。

なお、不着等の事故を防ぐため送付後、電話で送付の旨を連絡すること。

(4) 質問への回答

令和5年8月31日（木）17時までに、法人ホームページ上で回答を公表する。

なお、質問の回答は、実施要領または仕様書の追加・修正とみなす。

7 提案書等の提出

より効率的で費用対効果の高い駐車場運営を目的とし、装置類やシステム運用について、仕様書の想定以上の提案も積極的に行うこと。

(1) 提出書類

次のア、イの順に並べて、左綴じ止めで提出すること。

また、提案書（表紙）を1ページ目とし、各ページに通し番号を振ること。

ア 提案書（表紙）（様式第5号）

イ 提案書（提案①～⑧）（様式自由）

(2) 提出期限

令和5年9月12日（火）17時

(3) 提出部数

正本 1部、副本 9部

(4) 提出方法

持参

(5) 提案書の内容

別表の提案内容を参照すること。

(6) 留意事項

- ア 用紙の規格はA3版またはA4版、片面印刷で作成すること。
- イ 項目毎の枚数を厳守し、具体的かつ簡潔に作成すること。
- ウ 仕様書を参照し、業務目的達成のために必要な事項を記載すること。
- エ 文字を補完するためにイラスト、イメージ図等を使用することができる。
- オ 様式に定められた箇所を除き、社名や商標など意思表示者を確認できるものを表示しないこと。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

(1) 実施日

令和5年9月28日(木)から令和5年10月6日(金)のうち1日
実施場所等、詳細については、後日通知する。

(2) 注意事項

- ア 参加意思表示書受付順に実施する。
- イ 当日配布資料は認めない。
- ウ 提案項目の順序に沿ったプレゼンテーションを実施する。
- エ 提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングには、当該業務責任者が出席することとする。なお、会場に入室できる者は、説明を行う者を含めて3人以内とする。
- オ 1参加者あたりのプレゼンテーションの時間は20分間、ヒアリングに10分間を割り当て、合計30分程度とする。スクリーン及びプロジェクターは法人が用意するものを使用するものとする。
- カ ヒアリングは、プレゼンテーションの内容及び審査書類に関し行うものとする。

9 選定方法

公募により業務に係る提案書等の提出を受け、提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査したうえで、駐車場管理運營業務受託者選定会議(以下「選定会議」という。)によって、受託予定者、次点者を選定する。

- (1) 最高得点者を受託予定者として選定するものとする。ただし、評価点から価格点を除いた合計点の6割以上を獲得している者とする。
- (2) 最高得点者が2者以上あるときは、法人への使用料還元率が高い者を受託予定者とする。
- (3) 提案者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に提案審査を実施する。
- (4) 評価点は別表のとおりとする。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

最終選定結果は令和5年10月17日(火)(予定)までに法人ホームページ上に公表し、審査結果通知書を発送する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

(2) 契約の締結交渉

審査により選定した受託予定者と提案内容及び法人の意向について協議調整を行い、決定に至れば受託者として決定し、契約を締結する。

ただし、その者が契約締結時まで前記3の各号の要件を満たしていないと判断された場合や、辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点の者と契約締結の交渉を行うものとする。

(3) 失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提案書等必要な書類に不備がある、または提出期限に遅れた者

イ 提出書類に虚偽の記載をした者

ウ プレゼンテーションの実施に遅れた者

エ 前記3 参加資格の各号の要件を満たしていないと判断される者

オ 参加意思表明書を提出した者が審査委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

1 1 その他

(1) 各提出書類（質問書含む）の提出は、土・日・祝休日を除く9時から17時までとする。

(2) 押印の必要な箇所については、社印及び代表者印を押印すること。

(3) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。

(4) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出書類は、提案者に返却しない。

(6) 提出書類の受領後の差替えおよび再提出は認めない。

(7) 提出書類以外に必要と認める場合、追加資料を求める場合がある。

(8) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、地方独立行政法人市立吹田市民病院情報公開規程に基づき、提出書類を公開することがある。

(9) 提出された書類は、本提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

1 2 提出先

〒564-8567

吹田市岸部新町5番7号

地方独立行政法人市立吹田市民病院 病院総務室

電話 06-6387-3348

電子メール shomu@mhp.suita.osaka.jp